

## 日本災害福祉研究会研究誌『災害福祉研究』投稿要領

### 1. 投稿資格

日本災害福祉研究会研究誌『災害福祉研究』に投稿しようとする者は、原則として筆頭著者は正会員であり、共著者は会員資格（すべての会員が対象）を得ていなければならない。

### 2. 投稿先

日本災害福祉研究会の論文投稿専用アドレス（saigaifukushironbun@gmail.com）より行うこととする。

### 3. 投稿期日

毎年 5月末

### 4. 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は未発表であり、和文で執筆されたものを原則とする。同じデータ・事例・資料等に基づいて投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
- (2) 但し、下記に記載するものは未発表とみなす。（既発表のものでも投稿できる範囲）
  - ・シンポジウム、研究発表会、国際会議等で梗概または資料として発表したもの。
  - ・研究機関や所属団体等で部内発表したもの。
  - ・国、自治体、団体、企業からの委託研究の成果報告書。
  - ・その他、編集委員会にて判定したもの
- (3) 過去に本誌に投稿され、不掲載、または取下げとなった論文を再投稿する場合には、以前の投稿論文と修正についての説明文書を添付することとする。
- (4) 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題および副題に「上・下」「1報・2報」「I・II」等をつけない。
- (5) 原稿区分は、論文、研究ノート、実践報告から選択するものとし、内容は次のとおりとする。

#### a) 論文

理論的または実証的な研究，あるいはそれらを統合した知見を示すものであって，独創性があり，論文として完結した体裁を整えていること。

#### b) 研究ノート

- ・論文として体裁の整わないものであっても，新しい研究・成果を述べたもの。
- ・問題の提起・試論およびこれに対する意見を述べたもの。
- ・発表の論文・報告に対する補足または修正を行い新しい知見を述べたもの。
- ・活動や実践・実験などで，研究・実践・実務等の参考として役立つ知見を述べたもの。

#### c) 実践報告

事業の活動や実践の報告で，災害福祉の活動や実践にとって有益な内容を含むもの。

#### (6) 原稿の具備すべき条件

- ・正確であること
- ・客観的に記述されていること
- ・内容、記述について十分な推敲がなされていること
- ・未発表であること
- ・他学協会誌等への二重投稿をしていないこと

#### (7) 投稿論文掲載の可否

投稿受領から掲載までの審査により研究誌編集委員会（以下「委員誌編集委員会（以下「委員会）」）が決定する。なお，投稿論文が学術雑誌掲載に必要な形式要件を充たしていない，あるいは記載事項に不備がある場合には，委員会の判断により，『受付不可』とする場合がある。

### 5. 査読手続

(1) 投稿原稿(論文、研究ノート)に対し，編集委員会は査読を行って登載の可否を決定する。査読にあたって編集委員会は，著者に対して問合せ，または内容の修正を求めることがある。

(2) 原稿に関する照会，または修正依頼をしてから 12 週以内に著者から回答がない場合には，編集委員会は査読を打ち切ることができる。

(3) 内容の修正依頼は原則 2 回までとする。

#### (4) 査読員

査読は編集委員会の指名した査読員が行う。原則として論文，研究ノートでは

3名の査読員を選定する。

(5) 査読の方法

査読は別に定める査読要領によって行われる。その際、投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか、新しい観点からなされた内容を含んでいるか、研究・成果の貢献度が大きいかなどの点について査読要領に照らして客観的に評価する。

(8) 投稿論文が査読過程で、当該号の掲載決定期日までに査読が間に合わない場合は、次号への査読が継続しているものとみなす。

(9) 査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会あてにこれを行う。

(10) 査読による修正の要請については、論文の修正箇所を明示し、対応の概要について編集委員会あてに回答すること。

(10) 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。また、委員会の対応に不服がある場合には、日本災害福祉研究会理事会に不服を申し立てることができる。

(11) 実践報告に関しては、別に定める。

## 6. 著作権

(1) 掲載論文・研究ノート（以下「本著作物」という。）の著作権（著作権法第27条、28条に定める権利を含む）は著者本人に帰属する。

(2) 著者は研究会に対し、本著作物の著作権の利用を許諾する。ただし、本項は、著者が本著作物を利用することを排除するものではない。

(3) 研究会は、第三者に対し、本著作物の利用に関する権利の全部または一部の利用を再許諾することができる。

(4) 本著作物をその構成部分とする編集物の著作権は研究会に帰属する。

(5) 研究会は、研究会に利用を許諾された本著作物を研究会が掲載を承認した電子ジャーナルに掲載することができる。

(6) 著者は、本著作物が他学会を含む第三者の著作権その他の権利を侵害するものでないことについて責任を負う。

## 7. 論文査読料・掲載料

応募者から論文査読料は徴収しない。査読完了後採用された論文は、論文掲載料として6頁まで20,000円、8頁まで30,000円、上限10頁まで40,000円を徴収する。

## 8. 本要領の変更

本要領の変更は、委員会で検討し、理事会の議決を経なければならない。

## 附則

本要領は、令和7年8月31日から施行する。